

尾道市立市民病院時間外休日救急受付業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要項は、尾道市立市民病院（以下、「当院」という。）が、時間外休日救急受付において、当該業務が円滑かつ効率的に遂行され、患者サービスの向上及び適正な事業収益の確保を図るため、時間外休日救急受付業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その必要な手続き等について定めるものである。

2 業務内容

尾道市立市民病院時間外休日救急受付業務（詳細は仕様書のとおり）

3 契約内容

- （１） 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- （２） 単年度契約で委託料年度額（消費税及び地方消費税を含む）を設定し、委託料の支払いは契約額を 12 ヶ月で分割し月額支払いするものとする。

4 参加要件

本プロポーザルに参加する者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

- （１） 尾道市「令和 7～9 年度物品購入等競争入札参加資格者名簿」のうち、「27：医療関係業務」の「品目：医療事務」に登録されていること、又は予定であること。
- （２） 尾道市からの業務発注等において指名停止措置を受けていないこと。
- （３） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- （４） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （５） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- （６） 政治団体、宗教団体またはそれに類する団体でないこと。
- （７） 医療制度を熟知する等、本委託事業を適切に履行できる者であること。
- （８） 過去 5 年以内に国又は地方自治体の医療施設において、医療事務関連業務の受託実績があること。又は 5 年以上国又は地方自治体の医療施設において、この仕様書における業務内容を含む医療事務関連業務に従事した従業員が在籍しており、当院で従事することができること。

5 スケジュール（予定案）

年月日	内 容
令和 7 年 10 月 1 日（水）	公告
令和 7 年 10 月 14 日（火）まで	実施要領等の配布期間及び参加表明書の提出期限
令和 7 年 10 月 27 日（月）まで	質問書提出期限
令和 7 年 11 月 4 日（火）まで	質問書に対する回答期限
令和 7 年 11 月 11 日（火）まで	企画提案書の提出期限
令和 7 年 11 月 19 日（水）予定	プレゼンテーションの実施 ※日程調整のうえ連絡します。
令和 7 年 11 月 28 日（金）予定	審査結果の通知（プレゼンテーションの実施日によって変更します）

6 募集要領等の入手方法

募集要領、参加表明書その他の資料・様式は、尾道市立市民病院事務局医事課で受領するか、又は尾道市立市民病院ホームページからダウンロードすること。

交付資料（尾道市立市民病院業務実績及び概要）については参加表明書に記載された電子メールアドレスに送付する。

7 質問書の受付及び回答

- （1）提出期限 令和 7 年 10 月 27 日（月） 午後 5 時【必着】
- （2）提出場所 尾道市立市民病院医事課
〒722-8503 尾道市新高山三丁目 1170 番地 177
電話番号 0848-47-1155
- （3）提出方法 F A X又はメールにより提出すること。（様式第 1 号）
F A X : 0848-47-1004
メールアドレス : byoiniji@city.onomichi.hiroshima.jp
※到達を電話確認すること。
- （4）回答日 令和 7 年 11 月 4 日（火） 午後 5 時までに回答
- （5）回答方法 参加表明者全員に対し、質問書提出期間内に受領した質問内容及び回答を電子メールにて返信する。

8 参加表明書の提出書類等

- （1）提出期限 令和 7 年 10 月 14 日（火） 午後 5 時【必着】
※受付は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで
- （2）提出場所 7 - （2）と同じ
- （3）提出方法 持参又は郵送により提出すること。
- （4）提出書類
ア 参加表明書（様式第 2 号）

イ 業務実績の証明書

業務の実績については、4(8)に該当するものについて、契約書の写し及び業務内容が確認できる書類（業務仕様書の写し等）を添付すること。ただし、契約書等の写しの提出が困難な場合は、該当実績の発注者に業務履行証明書を証明してもらい代替として提出すること。又は、従事者の履歴書を添付し、当該業務に係わる資格を有する場合はその写しを提出すること。

9 提案書等の提出書類等

(1) 提出書類

提案書（様式第3号）に次の書類を添付し提出すること。提案者名等（住所、商号・名称、代表者職氏名）の記載及び正本1部のみに行き、副本8部には提案者名等の記載はしないこと。

ア 企画提案書

提案書の用紙サイズは、A4（必要に応じてA3の折込みも可）で100ページ（両面刷りで50ページ）以内とし、用紙下部にページ番号を付けること。文字は原則10.5ポイント以上とするが、図表等では他のポイントを使用してもよい。

なお、提案書は仕様書の水準を上回る提案を求めていることに留意し、別紙「評価基準」の内容を網羅していること。ただし、提案書に記載された事項は実現義務を負うことに留意すること。

提案書の内容については、原則として見積金額に反映していること。見積金額に反映しない内容を提案書に含める場合は、明確に「見積対象外」など明示すること。

見積金額には引継期間を含めて算出すること。

イ 会社の保有資格等に関する証明書類の写し

ウ 保有している場合は、配置予定者責任者等の保有資格等に関する証明書類の写し

エ 見積書（様式第4号）

(2) 提出期限 令和7年11月11日（火）【必着】

※受付は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所 7-(2)と同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便）により提出すること。

(5) 提出部数 提案書正本1部 提案書副本8部

10 辞退

(1) 参加表明書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、参加辞退届（様式第5号）を速やかに提出すること。

(2) 提出先

7-(2)と同じ

11 選定方法

(1) 提案書の審査は、尾道市立市民病院時間外休日救急受付業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(2) プレゼンテーションの日程等

開催日時、場所、所要時間、出席者数の制限等については、提案書を提出した者に対して別途連絡する。なお、必要があればプロジェクター及びスクリーンは当院が準備する。その他の機器（パソコン等）については参加者が準備すること。

感染流行期には書面審査とする場合がある。

参加事業者が多数の場合は書面審査によりプレゼンテーションの参加業者を選定する場合がある。

(3) 審査関係

プレゼンテーション後、審査委員から質疑があった場合はメールにて質疑をおこない回答を得るものとする。

(4) 評価項目及び配点

別紙「評価基準」のとおり

(5) 運営事業者の選定

① 委員会において得点の総計が最も高い提案をした者を運営事業者とする。

② 選定結果は、提案書を提出した者に対し、書面により結果を通知する。また、尾道市立市民病院ホームページにおいて公表する。

③ 選定結果及び経過等についての問い合わせ、異議申し立てに対しては一切応じない。

12 選定後の手続き

(1) 当院と運営事業者は、提案内容等について協議したのち、提案・協議内容を加えた仕様書を作成することとする。

(2) 前号の協議が整わなかった場合には、順次、得点の総計が高い提案をした者と、前号と同様の協議等を行うものとする。

13 失格事項

提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、当該提案者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 募集要領で示された、提出期限、提出先、書類作成上の留意事項等との条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

14 その他

(1) 参加者が1者であっても評価を行う。ただし、評価基準の配点の7割を最低基準として、審査委員会による評価の結果これに満たない場合には運営事業者を選定しない。

(2) 本プロポーザルの参加に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提案書受理後の変更又は取り消しをすることはできない。
- (5) 提案書に記載した配置予定の作業責任者は原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由があると認められる場合、同等以上の能力があると当院が認めた責任者に変更することができる。
- (6) 審査に係る内容を確認するため、追加資料の提出を求めることがある。
- (7) このプロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (8) 提案内容については、提案された賃料の金額内で実施できることを確約したものとみなす。
- (9) 参加者は、参加表明書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

別紙

尾道市立市民病院時間外休日救急受付業務委託公募型プロポーザル 評価基準

	項目	評価の視点
【会社概要】	受託実績 (200床以上)	令和3年4月1日以降に病院医療事務関連業務を2年以上継続して履行した実績。実績がない場合は従事者の経験、有資格者数で評価
【業務】	会計	医療事務における正確な会計処理についての考え方 医療費計算・請求業務の精度向上のための具体的な取り組み等(適正な請求、請求漏れ防止)
	事務連携	医療費計算、請求を含む医療事務における従事者間の連携・強力。他部門スタッフとの円滑な連携
	情報入手	診療報酬改定等の業務に係わる新たな情報入手方法、対応について
【組織】	管理責任体制	業務チェック、監視や指導、発注者との協議・報告の方針
	責任者	責任者及び副責任者の保有資格、経験年数、
	人員配置	人員配置、業務実施体制、欠員時の対応
	トラブル対応	クレームやトラブル発生時の対応
【教育・研修】	研修・教育	従業員の研修・教育実施計画(接遇、医療事務、個人情報保護、など)、スキルアップ
	マニュアル	各種マニュアルの整備
【安全管理】		災害・事故、大規模感染症発生時の対応
【自由提案】		仕様書及び評価基準以外の特徴的な取り組みや業務改善提案
【委託費用】		委託費用について評価